

須坂市人権教育推進計画

はじめに

● 国際的な動向

人権教育についての国際的な取組が進んでいます。国連は、「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)を実施し、日本においても国内行動計画が作成され、その取組が行われてきました。さらに、国連総会で全世界規模での人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」(2004年～)が定められ、第1フェーズは、初等中等教育に焦点をあてることとしました。現在、第2フェーズが開始(2010年～)され、各国は初等中等教育における人権教育の実施を継続させつつ、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員や公務員等の人権研修プログラムに焦点をあてることとなっています。人権という普遍的な文化を構築するための人権教育の推進は、国際社会が協力して取り組むべき基本的課題となっています。

● 国内の動向

国内においては、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布され、国や地方公共団体の責務が明示されました。この法律に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。「基本計画」には、「国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。」とあります。

● 人権教育の指導方法等の在り方について

文部科学省は、学校教育における人権教育推進のために、平成15(2003)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく調査研究組織として「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設置し、第一次から第三次にわたる[とりまとめ]を公表しました。第三次までの[とりまとめ]は、文部科学省が人権教育の指導方法等の在り方を具体的に示したものであり、これからの人権教育推進の拠り所となるものです。

● 「須坂市人権教育推進計画」の見直しについて

須坂市においては、同和教育を学校教育・社会教育の中に位置付けて推進してきましたが、平成12(2000)年に「部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画」を、平成13(2001)年には国際的な動向を受けて「人権教育のための国連10年須坂市行動計画」を策定し、それまでの同和教育の取組をふまえた人権教育の推進を目指しました。

平成26(2014)年3月には、「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会答申」(平成25年)を受け、「部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画」「人権教育のための国連10年須坂市行動計画」に替わるものとして、「須坂市人権政策推進基本方針」を策定し、市が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示しました。

須坂市教育委員会では、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」及び「須坂市人権政策推進基本方針」の基本的方向をふまえ、長野県教育委員会の人権教育推進プランを基盤に「須坂市人権教育推進計画」の見直しを行いました。

今後、この推進計画に沿って、須坂市の人権教育を進めてまいります。

平成28年(2016年)3月

須坂市教育委員会

目次

I 人権教育推進計画策定にあたって	
1 同和教育の理念・成果をいかして	1
2 人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]の活用を	2
3 須坂市人権政策推進基本方針をふまえて	3
II 人権教育の基本方針	4
III 人権教育推進の考え方	5
IV 様々な場での人権教育の推進	
1 幼稚園・保育園における取組	7
2 学校における取組	8
3 家庭における取組	11
4 地域社会における取組	12
5 企業・職場における取組	14

I 人権教育推進計画策定にあたって

1 同和教育の理念・成果をいかして

同和教育は、これまで、学校教育及び社会教育の分野において、部落差別を許さず、主体的に差別をなくしていこうとする人間の育成と、人権尊重の精神が貫かれる社会の実現をめざして取り組まれてきました。

そして、次のような理念や成果を継承・発展させてきました。

- 差別の現実に向き合うことで、教職員をはじめ多くの人々が自らの差別意識を見返し、同和問題を自ら解決すべき課題として学ぶことで、人として、あるいは教職員として自己変革につなげてきました。
- 解放子ども会に通う子どもたちや保護者の思いを理解しながら学校や地域における同和教育を推進するなど、被差別の立場にある当事者に寄り添って、願いを聞き取り、教育課題として受け止める取組がなされました。
- 子どもたちの姿を、家庭や地域等の背景も含めて理解しようとし、課題のある子どもを中核に据え、一人一人が認められ、それぞれがつながる集団づくりの取組をしてきました。
- 差別・貧困等を背景とする子どもの長期欠席や不就学を克服する取組を行い、すべての子どもたちの教育を受ける権利等を保障しようとしてきました。
- 一人一人の違いを豊かさとしてとらえることや、子どもたちの自尊感情を育み、将来を展望していこうとする意欲を育成することなど、現在の学校教育が大切にしている視点を示してきました。
- 地域ごとの学習機会の充実や推進体制の整備が図られ、人権意識に支えられた温かな家庭、心の通い合う地域づくりに努めてきました。
- 同和問題の解決に向けた学習や取組みの深まりを、人権の大切さや様々な人権問題についての学習や取組へと広げていくことで、すべての人の基本的人権を尊重していくことが大切であるという機運をつくってきました。

このような同和教育の理念や成果をいかしながら、今後の人権教育を充実させていくことが求められています。

2 人権教育の指導方法等の在り方について

[第三次とりまとめ]の活用を

文部科学省が設置した「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」は、平成 20(2008)年に「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」を公表しました。

[第三次とりまとめ]では、人権教育をすべての学校における教育の根幹として位置づけ、全国の都道府県・市町村教育委員会及び各学校に対し、人権教育の積極的な推進を求めています。

さらに、文部科学省は、第三次までの[とりまとめ]が、教育委員会・学校の人権教育の充実に向けた取組みにおいてどのように活用されているかを検証することを目的に、人権教育推進状況調査を平成 20(2008)年に行っています。

調査結果を受けて、「人権教育の指導方法等に関する調査研究委員会」は、次のような提言をしています。

(提言の一部を要約)

- **人権教育に関する推進方針・計画等の人権教育に関する基本的な方針等については、全ての市町村において策定されることが当然に期待されるものであること。**
- **都道府県教育委員会の教育事務所単位での担当者研修や、市町村教育委員会における複数年次にわたる計画に基づいた担当者研修、各地域の校長会等が主催する管理職対象の研修といった取組の有機的な連携を図り、教職員の人権教育に関する研修を一層推進すること。**
- **人権教育の推進方法について、自らが主体的な学習者の立場となる視点を研修等で経験しながら身につけることが重要であり、実習・演習型の研修や参加体験型の研修を一層広く活用すること。**
- **[とりまとめ]をふまえた人権教育推進の取組状況について、学校種による差異が見られる。児童生徒の多様性をふまえた人権教育の取組は、あらゆる校種の学校において共通に求められるものであること。**
- **保護者参画型の授業づくりや、地域の資源を活用した授業・教材づくり等の工夫を図り、学校・家庭・地域社会の連携・協力を一層推進すること。**
- **[第三次とりまとめ]は、国連の総会決議等の内容にも見ることのできる、国際的にも最新の人権教育の理論的・実践成果もふまえながら、教育基本法に規定される教育の目的である「人格の完成」をめざす教育の基盤といえる、人権教育の在り方等を明示しているものである。再度、人権教育の意義、[第三次とりまとめ]の趣旨を十分に認識する必要があること。**

[第三次とりまとめ]は、学校教育における人権教育の指導方法等について具体的な方策を示したのですが、社会教育においても積極的に活用が図られることが期待されます。

3 須坂市人権政策推進基本方針をふまえて

須坂市は、社会変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくために「須坂市人権政策推進基本方針」(平成 26(2014)年3月)を策定しました。

(「部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画(平成 12(2000)年策定)」及び「人権教育のための国連 10 年須坂市行動計画(平成 13(2001)年策定)」に替わるものです。)

● 人権教育・啓発の方針

- ・同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価をふまえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として、発展的に再構築を図っていきます。

◆ 学校における人権教育

- ・一人ひとりの児童生徒が発達段階に応じて、人権尊重に関する知識や理解を深め、互いに人権を尊重する心、自分の大切さとともに他の人の大切さを認める「共に生きる心」を育てます。
- ・幼稚園・保育園・認定こども園、小・中・支援学校、高等学校と連携し、一貫した人権教育を進め、児童生徒がいきいきと学べる学校、学級づくりを進めます。
- ・教職員が豊かな人権感覚を持ち、人権尊重の理念に基づいた人権教育が実践できるよう指導力を高める取組を進めます。

◆ 社会における人権教育・啓発

- ・多様な人権課題について正しい理解と認識のもとに、具体的な行動や実践につながるよう、人権教育研修の機会と内容の充実に取り組みます。
- ・区(自治会)、公民分館、人権教育推進員、人権擁護委員、人権のまちづくり推進会議、企業人権教育推進会議等と連携し、効果的に教育・啓発が行われるよう情報提供を行います。
- ・地域や企業で共に活動する人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る研修会を実施します。

家庭・地域

- ◇保護者が、子どもの人権感覚の育成に果たす役割の重要性を認識し、自らの人権感覚を高め、家庭教育の充実を図るよう支援します。
- ◇区や公民分館が行う町別人権問題学習会への講師派遣や情報・資料提供等の支援を行います。
- ◇地域における人権教育リーダーの育成のため、各地域との情報交換・共有の提供に努めます。

企業・職場

- ◇商工関係団体や経営者等に対し、企業内における人権教育の推進や人権教育指導者の育成を要請し、企業の主体的な取組を支援します。
- ◇企業経営者等に対し、就職希望者の基本的人権を尊重した公正な採用選考と、就職の機会均等が図られるよう、関係機関と連携して啓発を行います。

● 「須坂市人権政策推進基本方針」の「分野別施策の方向性」に示された人権課題

- 1 同和問題 2 女性 3 子ども 4 障がい者 5 高齢者 6 インターネットによる人権侵害
7 犯罪被害者等 8 外国人 9 刑を終えて出所した人等 10 様々な人権課題

今後の須坂市の人権教育や啓発活動は、須坂市人権政策推進基本方針をふまえて進めていきます。

Ⅱ 人権教育の基本方針

人権について、国の「人権教育・啓発に関する基本計画」は、「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示し、人権が尊重される社会を築いていく主体となる人間を育てるために、次の3つの方針で人権教育を進めています。

- 1 人権尊重の意義及び様々な人権問題についての**理解と認識**を深めます。
- 2 自らの権利の行使に伴う責任を自覚して、互いに人権を尊重し合う「**共に生きる心**」を醸成します。
- 3 人権問題を自らの課題として解決し、人権を尊重する社会を築いていく**意欲と実践力**を高めます。

この3点は、文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」における学校人権教育の目標と目指すものは同じといえます。

理解と認識

自他の人権を尊重し、人権問題を解決する上で具体的に役立つ知識を身につけることが大切です。例えば、責任、権利などの人が生きていく上で必要な諸概念、人権の発展に関する歴史、個別の人権課題の現状、憲法や関係する法律等についての基本的な知識が必要です。

また、文化・価値観・個性をもった一人一人の違いを認め合う姿勢が社会の豊かさにつながることを認識することが必要です。さらに、人間の生命はかけがえのないものであるという自明のことをあらゆる機会に確かめ合うことが重要です。

共に生きる心

いじめや虐待などの人権侵害をすることは、決して許されることではありません。自分のもつ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求することは当然のことです。そして、このことは同時に、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を負うことを意味します。権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重すること、すなわち、人権の共存が達成されることが重要です。

人権共存の考え方である「共に生きる心」とは、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」とも言えます。これは、互いに人権感覚を高め合う中で育つものです。

人権感覚を高めるためには、例えば、人間の尊厳や命の大切さを自覚し、尊重することや、人の心の痛みや思いに共感すること、様々な人々の生き方と出会い、自分の生き方を考えたりすることなどが大切です。また、コミュニケーション技能や対等で豊かな関係を築く技能なども大切になります。

意欲と実践力

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、国民の責務として「人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」とされています。

人権感覚が知的理解・認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的行動につながると考えられます。

Ⅲ 人権教育推進の考え方

1 人権教育の推進について

人権教育は、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条)であり、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう(中略)行われなければならない。」(同3条)とされています。

「須坂市人権政策推進基本方針」には、本市の基本政策は、「人間の尊厳」は、人権の原点であり、一人ひとりの違いを個性として認め、互いに支え合いながら、部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例の精神である「すべての人が人間として尊重され、心豊かな生活を送ることができる明るく住みよい社会を築く」こととあります。

『人権が尊重される須坂市づくり』のために、一人一人が、人権とは何かを理解し、日常の中で人権を尊重した態度や行動力が身につくよう、学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じての取組が必要です。

2 人権教育を通じて身につけたい力

文部科学省が平成 20(2008)年に公表した「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」には、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、次の3つの側面から捉えることができるとあります。この考え方は、学校教育だけでなく、社会教育においても適応できるものです。

○ 知識的側面

自由、責任、正義、個人の尊厳、権利、義務などの諸概念についての知識等が含まれ、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つ知識等です。

○ 価値的・態度的側面

人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などが含まれます。これらによって人権感覚が目覚めさせられ、高められることにつながります。

○ 技能的側面

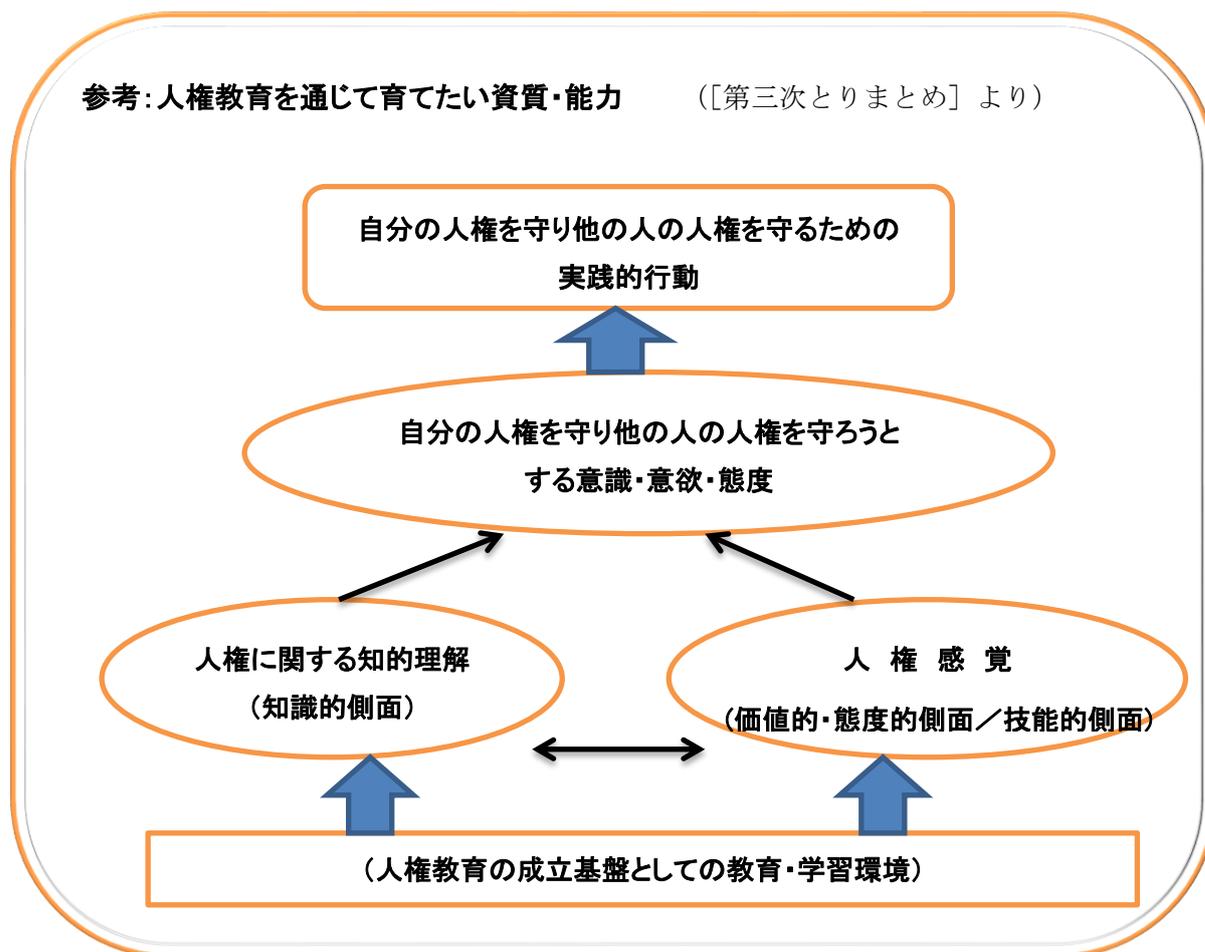
コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などが含まれます。こうした諸技能が人権感覚を鋭敏にします。

【人権感覚とは？】

人権が擁護され、実現されている状態を感知して、これを望ましいものと感じ、反対に、これが侵害されている状態を感知して、それを許せないとする感覚です。

人権感覚が知的認識とも結びついて、問題状況を変えようとする人権意識又は意欲や態度になり、自分の人権とともに他者の人権を守るような実践行動に連なると考えられます。

参考:人権教育を通じて育てたい資質・能力 ([第三次とりまとめ] より)



3 「普遍的な視点」と「個別的な視点」の考え方

学習者の発達段階と地域社会の実情をふまえて「人権一般の普遍的な視点」と「具体的な人権課題に即した個別的な視点」の両面から人権教育を進めます。

「人権教育・啓発に関する基本計画」には、人権教育・啓発の手法について、「人権一般の普遍的な視点からのアプローチと、具体的な人権課題に即した個別的な視点からのアプローチとがあり、この両者があいまって人権尊重についての理解が深まっていくものと考えられる」と記されています。

例えば、学校教育において、普遍的な視点からのアプローチでは、自尊感情、相手の立場になって考える想像力や共感的に理解する力、コミュニケーション能力、人間関係を調整する力などを育てる取組が考えられます。また、個別的な視点からのアプローチでは、様々な人権課題の中から、児童生徒の発達段階等に配慮しつつ、それぞれの学校の実情に応じて、児童生徒が主体的に追究できる課題、児童生徒の心に響く課題を選び、人権課題を自分の問題としてとらえ、自己の生き方を考える契機となるような指導を行うことが望ましいと考えられます。

IV 様々な場での人権教育の推進

1 幼稚園・保育園における取組

(1) 乳幼児期の状況

幼児期は、人間形成の基礎が培われる大切な時期です。他者の存在に気づく時期であり、遊びを中心にして友だちとの関わり合いの中で、社会性の原型といえるものを獲得していきます。また、相手との情緒的な絆によって自分の存在に安心感を持つ傾向が認められます。

しかし、家族規模の縮小・多様化、情報化や自然環境の急激な変化等の影響を受け、乳幼児期の発達を支えるのに困難を感じる状況も見られます。地域の中で孤立し、子育てに不安をもつ保護者も増えており、また、経済状況の悪化の中で不安をかかえながら日々の生活を送っている家庭も見られます。過保護、放任といった問題だけでなく、虐待という深刻な問題も起きています。

(2) 取り組みたいこと

● 一人一人を尊重した個別指導の充実を図る

幼児期は発達の個人差が著しいため、一人一人の発達状況や特性に応じた課題を明らかにして、その子らしい能力や可能性を引き出す個別指導の充実を図ります。日ごろから一人一人の子どもをあたたかく見守り、共感し、その子らしさを認めていくことは、子どもに安心感をもたせ、自尊感情を高めることにつながります。

● 体験を通して、友達とのかかわりを深め、命の大切さを感じ取らせる

子どもの能力や個性は、様々な遊びや活動を通して培われます。集団生活の中で、共に楽しさを味わったり、人にしていいこと・いけないことを学んだりしながら、友達とかかわり合いを深め、相手を大事にする気持ちや信頼感を身につけます。指導者は、子ども同士がより良い人間関係づくりをしていく過程を大事にし、子ども自身の言葉や行動で人間関係を深められるように支援します。また、自然等とふれあう体験を通して命の大切さを感じ取らせる機会を大切にします。

(3) 留意したいこと

● 日常生活における基本的事項の習得を図る

子どもの健康、基本的生活習慣、社会性、言語の発達など、日常生活の基本的事項について、幼児が十分に身につけることができるように配慮します。このことが、将来にわたって思いやりや協調性に富み、きまりや責任を自覚したり、互いの人格を尊重したりする基礎となります。幼稚園や保育園では、子育てにかかわる様々な情報の発信や育児相談など、支援の充実を図ります。

● 家庭や関係機関との連携に努める

子育ての孤立感や育児不安を解消するために、家庭・関係機関等との積極的な連携と協力を図りながら、子どもの育ちを見守っていく必要があります。特に、小1プロブレムといった幼稚園・保育園と小学校とのつながりに関わる問題や個に応じた適切な対応・支援の必要性が生じており、幼保・小の一層の連携が重視されます。26年度からは、保育園では年長者と保護者を対象に、安心・自信・自由の権利を学ぶ人権教育プログラムワークショップを始めています。

また、虐待を発見した場合や虐待が疑われる場合には、速やかに関係機関に通告しなければなりません。日頃から子どもの心身の状態を注意深く見守り、全職員が虐待防止に努めます。

2 学校における取組

(1) 小・中・高等学校期の状況

小・中学校期から高等学校等に至る時期は、社会生活に必要な基礎的な能力を身につけ、心豊かな人間に成長するうえで重要な時期です。

小学校の低学年では、想像力、言葉による理解力、認識力が次第に育ち、抽象的な思考もできるようになります。高学年では、認識力、分析力、批判力等も身につくようになり、自意識も次第に強くなります。

中学校段階では、自立した主体的な個であるという自意識と、実際に置かれている状況や生徒自らの実態との乖離に悩む時期でもあります。他者との関わり方、生き方についての悩みも深まりますが、自己理解と他者理解が進む大切な時期でもあります。

高等学校段階では、生活空間が飛躍的に広がり、それに伴って情報も生活体験も格段に拡充します。知的にも情緒的にも人間や社会に対する認識が深化する可能性のある時期です。

現在、スマホ・インターネット等の普及により情報が氾濫する一方で、日常的な人と人との関わりが少なくなったりしている面が見られます。また、体験活動の経験が少ない子どもたちの中には、人や自然・社会とかかわることが苦手であったり、自分の思いをうまく伝えることができなかつたりする子どももいます。自己肯定感が低く、自分に自信がもてない子どもも増えていきます。さらに、不登校、引きこもり、経済的格差による「教育的に不利な環境の下にある」子どもたちの増加や、児童虐待、いじめ、暴力など命と人権にかかわる深刻な問題もあります。

(2) 取り組みたいこと

● すべての教育活動を通して推進する

人権教育が、すべての教育活動を通して推進されるように教育目標や教育計画の中に位置づけ、全体計画や年間指導計画を作成して系統的、継続的に人権教育が行われるようにします。学校運営の指針「グランドデザイン」の中に、目に見える形で位置づけることを推進します。

● 主体的に学び、日常的な生活に生かす

不合理・不公正なことを見つけ、自らの問題として解決したり、激しい社会の変化に対応し、正しく判断し主体的に行動したりする力を身につけることが大切です。そのためには、身近な学級や家庭・地域社会と結びつけて考えられるような課題を設定し、主体的に解決する意欲につながったり、課題解決の手応えを実感できたりする学習展開を工夫することが大切です。

実際に自分で参加・体験的な学習やロールプレイ等を通して、立場の違う人の考えや気持ちに近づこうとする学習、聴く側、語る側のみの学習ではなく、仲間との話し合い、気づき、考え、行動につながる学習に力を入れています。

● 同和問題を系統的・体系的に学ぶ

須崎市人権同和教育指導計画（通称:赤本）に基づき、同和問題を系統的・体系的に学びます。

小学校1・2年では、「人はだれでも、楽しく、仲良く、幸せに生きられるようにしなければいけない。それをさまたげる、いじめや仲間はずし、いじわる、いやがらせなどは、あってはならないおこないの一つ」とします。

小学校3・4年では、「人はだれでも、平等に、幸せになれることが認められなくてはならない社会にあって、差別をし、分け隔てをする許されない行為」として、身近に目を向けて、差別行

為を理解できるようにします。

小学校5・6年では、「歴史の中にあった差別を、基本的人権が尊重され、自由と平等が保障されなければならない現代にあっても、いまだに続いている人権侵害の問題」と理解するとともに、差別の不当性や疑問、憤りをもって、自分はどうなのかを考えられるようにします。

中学校では、1年・2年にわたって部落史学習を展開し、3年で結婚差別の問題を中心に、体系的に取り組めます。人権尊重の立場と現実の問題を把握しながら、自分に引き寄せて、理解を深められるようにします。同和問題に対する正しい知識・理解とともに、人権感覚・人権意識を深めることから、「差別をなくさなければならない」という意識ベースの構築を目指します。

● 命の大切さを感じ取らせる

自然や動植物とふれあう体験を、各学年の行事活動や総合的な学習の時間とかかわりながら計画的に取り組めます。また道徳の時間、食育の授業等を通して、命の尊厳を感じ、かけがえのないものとして大切にしようとする態度を育てる学習を進めます。

● 自尊感情を高める

自尊感情とは、自分を価値ある存在として尊重する感情です。自尊感情を高めるためには、自分は大切にされている、自分は必要とされているといった、他者からの賞賛や承認、評価が影響してきます。日々の授業を始め、学級活動や交流活動などを通して、人の役に立ち、認められ、感謝されるなどの体験を積み重ねることが大切になります。例えば、「いいところさがし」「ありがとうエピソード」等の活動で、この子のこんな素晴らしさの発見やがんばりの中身が何であって、なぜここに感動したのかを具体的に伝え合っていくことが、大事になります。

また、子どもたちには、時に、自分や他の人の失敗や挫折の経験を大切に受け止めさせます。そして、自分の短所や失敗をも受け入れながら、自分らしくたくましく生きることや、失敗や困難に悩む人を支えることの大切さを学ばせます。

● コミュニケーション能力を育てる

互いの人権を尊重し合う人間関係を築くためのコミュニケーション能力は、まず「聞く」ことが、相手を受け入れることであり、人間関係づくりの基本となります。その上で、相手の気持ちや立場への配慮を忘れずに、自分の気持ちや考えを適切かつ豊かに表現する姿をめざします。

いじめ防止のためにも、豊かなコミュニケーション能力を基盤とした人間関係づくりが欠かせません。相手の立場に立つ想像力や人間関係を調整する能力をあわせて育てることを意識します。

● 児童生徒をまるごと理解して、一人一人がつながる集団づくりをめざす

目の前には様々な子どもたちがいます。その子どもたちが、現在また将来において抱えるであろう課題、それが同和問題であったり、障がいの問題、虐待の問題であったり…と、さまざまな人権課題と向き合います。子どもたちがそれぞれをどう乗り越えていくか。そのために、「どういう力を、どうすればつけられるのか」「どう教材化すれば」ということが、教職員にとっての課題となります。子どもたちの言動に込められている意味や願い、悩みなどに目を向け、子どもたちの背後にある家庭や地域を含めて理解していかなければなりません。

そして、同和教育の中で大切にしてきた、課題のある子を中核に据え、互いのもつ願いや悩みを出し合い、友達一人一人の違いに応じてつながっていく取り組みを、集団づくりに生かします。

友達や教職員と信頼関係を結びながら、自分や他の人の大切さを認めることができ、安心して学び合い高め合える学級・学校集団をめざします。

一方、開かれた学級集団づくりを目的とした、Q-U検査やいじめ意識調査を定期的を実施し、個と集団の関係性を示す客観的データからも、一人一人を大事にした学級づくりに努めます。

(3) 留意したいこと

● 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神を生かす

「児童の権利に関する条約」を入口として、児童会・生徒会が主体的に取り組む人権啓発活動、例えば、いじめをなくす活動や〇〇人権宣言づくり、障がいのある友達、外国籍の子どもたちの人権について考え合う学習などの取組を進めることにより、一人一人が大切にされているという安心感のある学校環境をつくるのが期待できます。

自分のもつ人としての尊厳と価値が尊重されることを学ぶことは、いじめや虐待から自分自身を守るために大切なことです。また、この学習は、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任を確認し合う機会ともなります。また、教職員は、日頃から子ども達の心身の状態を注意深く見守り、全職員が連携して虐待防止に努めます。

● 福祉教育に人権教育の視点を生かす

福祉教育やボランティア活動の中に、人の役に立ちたい、人とのかかわり、人を良く知る、自分をみつめて…と、人権教育の基盤にかかわる視点が多く存在します。交流・体験学習からの学びを人権感覚・意識の深まりにつなげていくことが大切です。

ただ、子どもたちの意識の中に「いいことをしてあげている」という発想がないかどうか。見えやすい実態として、大事な指導の視点と考えます。知らず知らずのうちに、差別や人権侵害問題の理由を、差別される側に求めていることはないか、他人ごとになっていないか、(無意識のうちに)他との比較をし優越感に浸っている自分はいないか…。

普段、自分たちが障がいのある方や高齢者の方々に、どのような形で思いを寄せることができているのか、自分を振り返り、みつめ直す学習を大切にしていきます。

● 教職員の人権感覚を磨く

子どもにとって、教室が安心できる居場所であることは、学習を保障するための基本条件です。こうした学習環境に大きな影響を与えるのが指導者の姿勢です。日常生活の中で、子どもの人権を尊重し、教職員と子どもの信頼関係を築いていくとともに、人権侵害に対しては、それを見抜き、許さないという毅然とした対応が求められます。そのためにも教職員は常に人権についての研修に努め、人権感覚を磨いていく必要があります。

● 幼・保、学校、家庭、地域との緊密な連携を図る

「須坂市人権同和教育指導計画」(通称:赤本)に基づき、9年間にわたって発達段階に応じた一貫性のある人権教育を推進しています。さらに学習内容の定着と差別問題についての正しい理解と認識を図るため、特に小学校の学びが中学校でつながることに力を入れます。そのために、学校人権教育主任会や市内学年会、市内中学校区4ブロックでの研修会等を活用し、推進上の課題や指導計画の共有化、情報交換を大切にします。幼保小連絡会では、11ブロックごとの園長・校長懇談会に、交流学習や幼児教育の内容に加え、人権に視点をおいた取組の充実を協議します。

また、学校・PTA人権教育推進校の指定とその実践発表や町別人権問題学習会での小・中学校の取組の紹介、児童・生徒・市民からの人権啓発標語・ポスターの募集等を通して、地域の人々に人権尊重の趣旨、その必要性や重要性を広めたり、地域社会との連携を図ります。

3 家庭における取組

(1) 家庭の状況

家庭は、子どもが生活習慣や社会性を身につけ、人格形成の基礎を培う場であり、家族のふれあいを通じて、命の尊さや一人一人のかけがえのなさを日々実感する場でもあります。

現在、社会情勢の変化の中で、少子化、高齢化や家族形態の多様化が進んでいます。また、家庭の孤立化が進み、その結果、育児不安などが生じ、過保護や放任、虐待などの子育てをめぐる問題も起きています。

(2) 取り組みたいこと

● 互いに尊重し合う家庭づくりをする

男女共同参画社会における男女のあり方、高齢化社会における介護のあり方、子どもの人格を尊重した子育てのあり方などは、家庭に深く関わる人権問題です。誰もが関わる身近な人権問題として、家庭内における親子、夫婦、祖父母などの関係を振り返り、お互いの人権を尊重し合える家庭づくりに努めます。

● 互いの思いを言葉で伝え合う

子どもの話に耳を傾け、行動を見守り、他の子との比較でなくその子の成長した点、努力した点などを認めて、成長を喜ぶ気持ちを伝えていくことが大切です。そして、子どもを叱る場合にも、人格を否定してしまうような言い方でなく、本人の気持ちを聞き、保護者として残念で悲しい、でも期待し信じているという思いを伝えるようにします。気持ちが通じることで、子どもは愛情を感じ、人の気持ちを大切にできる豊かな感性が、人権を尊重する態度につながります。

(3) 配慮したいこと

● 「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の精神を生かす

「児童の権利に関する条約」では、子どもは虐待や差別から保護される存在であると共に、権利の主体として位置づけられています。家庭での約束事を決めたりする話し合いにおいても、子どもが自分の思いや考えを表明でき、納得して主体的に行動していけるような対応が大切です。子どもたちは、大人の適切な支援・指導を得ながら、主体的に行動する中で、責任や義務を学び、自立していくことができます。

また、子どもは有益な情報は得ることができますが、有害な情報からは守られなければなりません。大人は、子どもにとっての最もよいことは何かを考えます。

● 社会への関心を高める話題を共有する

日頃から社会の問題について話題にするようにします。広い視野でものごとが考えられるように、また、誤った知識や偏見を植えつけてしまわないように、様々な立場について考えを示すなどの配慮をする必要があります。人権問題について保護者が学んできたこと、子どもが学校で学んできたことを家庭でも話題にし、正しい理解と認識を共有していくことも大切です。家族の人権意識の高まりを、地域へ伝え広げていけるようにします。

※ 学校や地域のリーダーは、上記のような取組が各家庭で実現できるよう、啓発・環境づくりに努めます。特に各校PTA活動における人権教育の位置づけをはじめ、地域住民・保護者の町別人権問題学習会や各種人権学習への参加、市民集会等での人権教育実践発表、人権啓発ポスター・標語の募集など、人権啓発に関わる具体的な機会を切り口にその充実に力を入れます。

4 地域社会における取組

(1) 地域社会の状況

すべての人の人権が守られ、安心して生活できる地域社会を築いていくためには、学校・家庭・地域が一体となった取組が求められます。学校教育における学習に加え社会に出てからも生涯にわたって絶えず学習を続けることが大切になってきます。

加えて、子どもが誤った認識や偏見・差別意識をもつのは家庭や地域の身近な大人の影響が大きいことから、大人自身が研修等において人権感覚を高め、人権問題についての正しい理解と認識を培い、人権尊重の精神を日常生活にいかしていくことが必要です。

市町村や社会教育関係団体等の取組においては、参加者や年代層が固定化してしまっている傾向が見られることから、内容や方法を一層工夫して取り組まなければなりません。

(2) 取り組みたいこと

● 身近な生活の中にある問題に気づく

私たちの毎日の生活を振り返ってみると、不合理な風習や世間体にとらわれていることがあります。それらが、人権侵害につながったり、偏見や差別を温存、助長したりするようなものであったりすれば、変えていかなければなりません。まずは、「そうかな?」「おかしくはないかな?」と、日ごろの生活の中において、立ち止まって考えられるようになることが大切です。

● 地域の中で一人の生活者としての暮らしを築く

区・公民館では、町別人権問題学習会を、人権のまちづくり推進会議では、部落差別をはじめあらゆる差別をなくす市民大集会や人権教育講座を、さらに人権を考える市民のつどい、人権交流講座など、社会人権教育に関するさまざまな学習会が実施されます。

多くの市民の参加により熱心な取組が続けられてきていますが、一方、学習・研修会場から外へ出ると、これらの知識を「頭の中」ととどめてしまう傾向もあります。「意識」ではなく、人権に関する単なる「知識」になってしまうのです。

そのために、身近な日常生活の中で、人権や差別の問題を自分自身の問題として意識することができる学習の工夫を推進します。「差別をしない」「一人一人を大切な存在として認める」ということが、知識にとどまらず、意識として身につけ、そして行動につながるよう努めます。

● 人権教育リーダーの育成と資質の向上を図る

地域ぐるみの人権教育を進めるためには、これまでの地域における推進の組織や体制を基盤にしなが、くらしと地域に根ざした主体的な取組を一層進めます。

特に、市職員は人権に関わりの深い特定の職業として、行政職員、消防署職員、保育士、及び医療・保健・福祉関係など、職種は多岐にわたると共に、あらゆる場を通して直接市民と向きあっています。さまざまな人権課題に対応した研修を充実させ、人権に関わるリーダーとしての資質向上を図ります。

市内 12 ブロック 17 名の人権教育推進員には、地域の人権教育の推進協力者としての資質向上を図るため、市内外の各種研修会への参加を積極的に働きかけます。

また、企業人権教育推進会議への加盟社数を増やす取組を積極的に進めるとともに、企業経営者人権教育研修会や企業人権教育指導者養成講座を継続的に実施し、社内の人権教育推進体制づくりに即応できるようにします。

(3) 配慮したいこと

● 主体的な学びを大切にする

全市民を対象とした町別人権問題学習会を、各町年2回実施しています。学校職員が参加し、学校・家庭・地域が一体となった取組として、参加者及び関係者がその意義を認識し、内容や方法を一層工夫して取り組む必要があります。

この町別人権問題学習会は、「区・公民分館」又は「区・人権教育推進委員会」が主催で開催されることから、区民のニーズにこたえた学習内容を、主催者が中央・地域公民館や人権交流センターと連携しながら決定し、主体的に推進していきます。

日常生活の中で出会いがちな人権問題に関わる場面に触れ、どのように解決に向けて取り組んだらよいか、自分の体験などを交えて話し合うことを通して、自らの気づく感覚の輪を広げ、解決の見通しについて主体的に学習できることが大切です。

● 参加体験型と講話型など、学習形態のメリットを生かす

学習・研修会の参加者の中には、「コミュニケーションスキル」とか「アサーション」に関する理論や技能を学びたいという人や、人権についての歴史や同和問題を解決するための取組が、今の自分たちのくらしや社会の発展とどうつながっているのか知りたいという人など、様々な考えの人がいます。参加者が学習会に求めているものは何かを事前につかみ、研修内容を考えることが大切です。

その一方で、現在行っている研修会等の学習形態を、「講話型」「参加体験型」それぞれの良さを生かして、改善していくことも大切です。例えば、「講話」の中に「参加体験型」の場面を取り入れたり、逆に「参加体験型」の中に人権の理論の講話を取り入れたり、参加者の興味・関心を把握しながら、講師やファシリテーターと連絡を密にして研修会を進めていくことが必要です。

● 地域住民が集まる機会を利用しての人権教育学習会を工夫する

集客に費やす労力を軽減し研修会の内容を充実させるために、学校関係やPTA、地域住民が集まる機会や既存の教養講座等の中に組み込んで学習会を開催していくことも大切です。

人権学習は、人権を知識として学ぶだけではなく、日常生活の中での価値判断に反映され、態度や行動に現れるようになることを目指しています。そのためには特定の世代だけが固まって学習するより、多様な年代が関わりながら意見交換をしたり、共同作業や体験をしたりすることが有効です。社会教育の課題でもある、若い年代層をどう巻き込めるか、積極的に参加してもらえるかを研究し、より魅力ある研修会のあり方を考えることが大切です。

● 情報の効果的な提供をする

人権についての学習を継続的、発展的に進めるため、教材や資料、指導者や講師についての情報提供に努めます。全戸配布の「人権教育啓発資料」をはじめ、人権交流センター所蔵のDVD・ビデオ等の教材一覧、講師一覧など、人権学習に関する資料を活用しやすいように提供します。

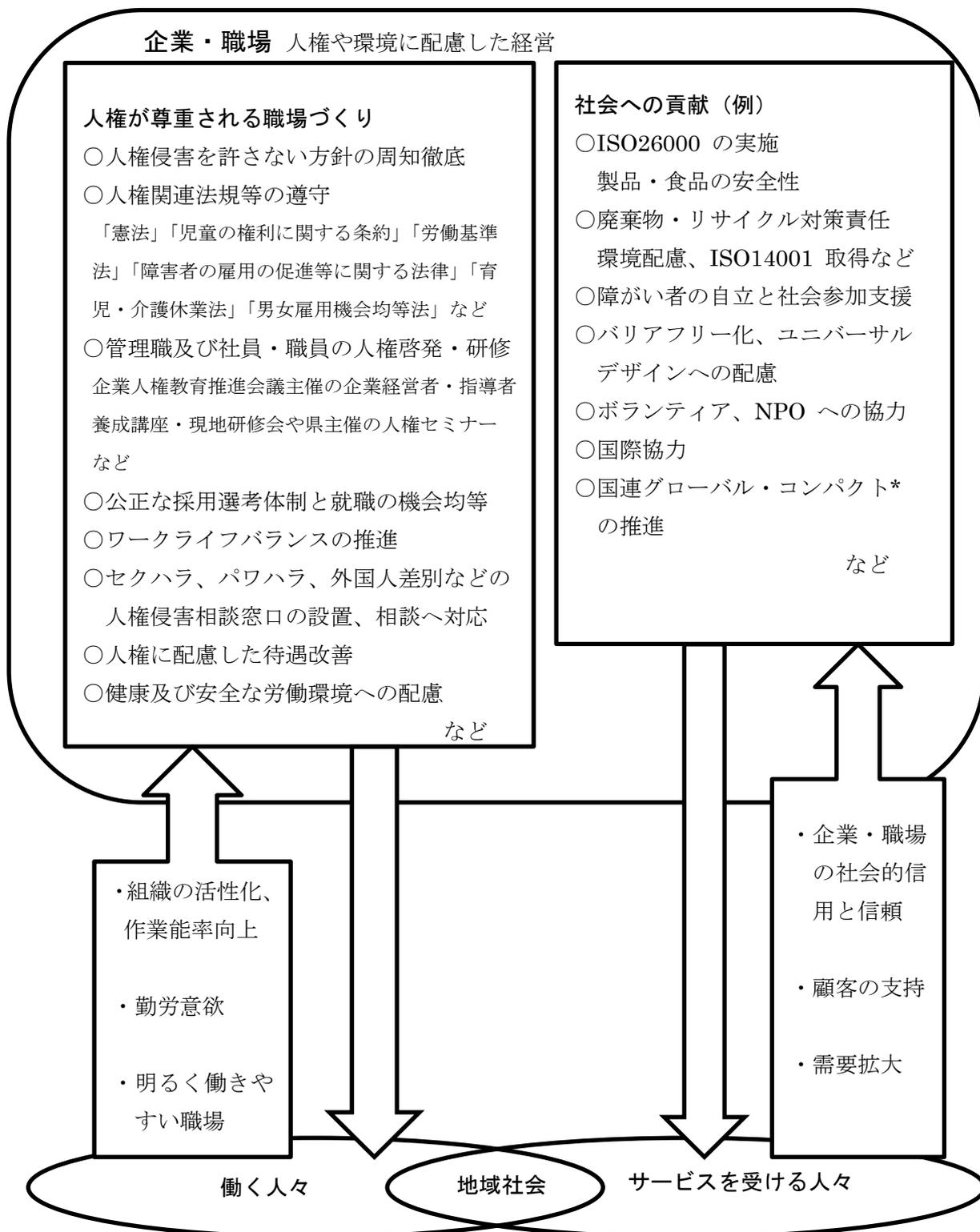
● 連携やネットワーク化による地域づくりを進める

生涯学習を進め、地域に人権文化を構築していくために、地域の人たちや身近にある企業、諸機関、NPOとの連携を図っていくことが、これからはますます重要になってきます。

地域の教育・学校・福祉関係、各種企業関係から組織される市人権のまちづくり推進会議や市企業人権教育推進会議の協力を得て行う活動には、人権を具体的に学ぶ機会になるものがあります。情報収集にも配慮しながら、適切に連携していくことが大切です。

5 企業・職場における取組

企業・職場は、そこに働く人々と地域社会に対して人権尊重の理念を根づかせていく上で、大きな影響力があり、積極的な取組が期待されています。



* 国連グローバル・コンパクト: 国連諸機関と企業との間のパートナーシップによって、人権、労働 環境の3分野に関わる地球的な課題の解決に取り組もうとするものです。1999年1月、世界経済フォーラムの場でコフィ・アナン国連事務総長が提唱しました。2004年6月に腐敗防止に関するものが追加されて4分野となりました。